

# 東海村空家等対策支援補助金のご案内

村では、空き家問題を解決するために要した費用（空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記）の一部を補助する支援制度を創設いたしました。

本補助金を活用し、空き家問題の解決をされたい方は、お気軽に、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）までお問い合わせください。

## 1. 補助金の額

$$\boxed{\text{空き家問題を解決するために要した費用}} \times \frac{1}{2} \quad (\text{上限額10万円})$$

## 2. 補助金の交付を受けるための要件

- (1) 都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）との相談を通じて紹介を受けた専門家団体の会員によって、空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記等が行われていること
- (2) 東海村空家・空地バンクへの物件登録が完了していること

## 3. 補助金を受けるまでの流れ

補助金の申請から受け取るまでの流れは、次のとおりです。

(1) 都市政策課に事前相談（解決したい問題の確認をさせていただきます。）



(2) 空家等相談申込書の提出



(3) 専門家団体の会員の紹介（都市政策課が専門家団体の会員を紹介します。）



(4) 都市政策課から紹介を受けた専門家団体の会員による業務の実施



(5) 東海村空家・空地バンクへの物件登録（1～2か月程度の時間をいただいております。）



(6) 補助金交付申請書兼請求書の提出



(7) 補助金の交付

#### 4. その他

(1) 補助金の申請書は、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）、東海村公式ホームページ（※）において配布しております。

※ 東海村公式ホームページにある検索窓に「空き家補助金」と入力し、申請様式のダウンロードができるページに進んでください。

(2) 補助金の申請は、予算の範囲において受け付けます。申請額の合計が、予算の上限額に達したときは、年度内の申請受付を中止することがあります。

(3) 次の項目に該当する場合は、補助金の交付を受けることができません。

○ 市町村税を滞納している方

○ 暴力団員等である方、暴力団員等と密接な関係がある方

(4) 補助金の申請に虚偽があったとき、自己都合によって2年以内に東海村空家・空地バンクの物件登録を抹消したときは、補助金の全額を返還する必要があります。

#### 東海村空家等対策支援補助金に関する問い合わせ先

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番地1

電話 029-282-1711（内線1245, 1247, 1248）

電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp